第**111**期

定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点 から、議決権行使につきましては、可能な限 り郵送またはインターネットによる事前行使 を行っていただき、会場への出席をお控えく ださいますようお願い申し上げます。
- ◆新型コロナウイルス感染拡大に伴う株主総会 の運営につきましては当社ホームページ (https://www.nittan.co.jp/) にてお知ら せいたします。

お土産の配付中止について

ご出席株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



開催日時

2022年6月29日 (水曜日) 午前10時

開催場所

福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階大会議室

日次

第111期定時村	
決議事項	
第1号議案 第2号議案	定款一部変更の件 取締役(監査等委員である 取締役を除く。) 5名選任 の件
第3号議案	監査等委員である取締役3 名選任の件
(添付書類)	
● 事業報告 …	23
● 連結計算書	類53
	56
● 監査報告書	59
● 会場ご案内	図

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第111期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し 上げます。

2022年6月

取締役社長 後藤 信志

経営理念

当社は、以下の経営理念のもと、世界の人々の明るい未来を実現すべく、来たる 創立100周年(2031年)に向けて、大きな成長を遂げることができるよう、企業価値 の向上に取り組んでまいります。

■ 企業理念 | Our Corporate Philosophy

日本タングステンは、世界の人々と従業員の明るい未来を実現するために

- -マテリアルからはじまる価値創造に挑戦し続けます。
- -常にNo.1を目指し、かけがえのない存在であり続けます。
- 行動規範 | Our Way

私たちは、情熱を持って、失敗を恐れずチャレンジします。 私たちは、当事者意識を持って、すぐ行動しやり遂げます。 私たちは、相手の立場になって、期待以上で応えます。

日本タングステン株式会社

取締役社長後の藤信を志

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださるか、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)より2022年6月28日(火曜日)午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年6月29日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階大会議室
- 3. 目的事項

株

主 各

柼

報告事項

- 1. 第111期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書 類監査結果報告の件
- 2. 第111期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

招集ご通知

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (アドレス https://www.nittan.co.jp/) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- (2) 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- (3) 連結計算書類の「連結注記表」
- (4) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.nittan.co.jp/)に掲載させていただきます。
- 3. 当日は軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会 開催日時

2022年6月29日(水曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。 また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合



書面 (郵送) による 議決権行使の場合



電磁的方法(インターネット) による議決権行使の場合

行使期限

2022年6月28日 (火曜日) 午後5時20分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する 賛否をご表示のうえ、行使期限までに到 着するようにご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時20分入力完了分まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書と電磁的方法(インターネット)により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」

(スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読 み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力くだ さい。 _____



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向け サイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトに アクセスしてください。



.[次へすすむ] をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否を ご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

oo 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(ト線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)	(削 除)
第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報告、 計算書類および連結計算書類に記載 または表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従い インターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して提 供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
(新 設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容であ る情報について、電子提供措置をと るものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事 項のうち法務省令で定めるものの全 部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しないこ とができる。
(新 設)	(附則) 1. 変更前定款第15条 (株主総会参考 書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、現行の組織体制等の状況を踏まえ取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名・報酬諮問委員会(過半数が社外取締役で構成)で十分な審議を経たうえで、取締役会において決議しております。

監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	- 11戸	補者名	当社における地位 及び重要な兼職先	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況
1	再任 後藤	信志	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	12年	100% (14回/14回)
2	再任 毛利	茂樹	取締役 常務執行役員 事業・開発技術統括責任者、 品質保証担当	5年	100% (14回/14回)
3	再任 中原		取締役 執行役員 電機部品事業本部長 兼経営企画担当 兼基山工場長 上海恩悌三義実業発展有限公司董事長	3年	100%
4	新任 原口	かさし 寿	執行役員 経営管理本部副本部長 兼 経営管理部長	_	_ _
5	新任 社外 穐山	* * * [*] * * * * * * * * * * * * * * *	— 九州電力株式会社取締役常務執行役員	_	_

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者及び執行役員の専門性と経験(スキルマトリックス)

・取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

									専門性	と経験			
候補者番 号		氏	名	地	位	企業 経営	製造/ 品質 管理	研究 開発	企画・ マーケテ ィング/ 営業		法務/ コンプ ライア ンス	人事/ 人財 開発	財務/
1	再任	後藤	信志	代 表 取 社長執行		•	•		•	•			
2	再任	毛利	茂樹	取 締 常務執行		•	•	•		•			
3	再任	中原	賢治	取 締執 行	· 役 役 員	•	•			•			
4	新 任	原口	寿	執 行	役 員	•					•	•	•
5	新 任 社 外	穐山	泰治	_		•	•	•	•				

・当社は、執行役員制度を導入しております。本株主総会終結後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

			専門性と経験					
氏 名	地	位	企業 最質 研究 マーケテ グロー コンプ 人事/財務/ 日本 財務/日本 経営 管理 開発 イング/バル ライア 開発 会計学 営業 シス					
味富 晋三	執 行	役 員	• • •					

候補者番号

再任

後藤信志

二 (1959年3月19日生)

所有する当社株式の数

20,278株

略歴、地位及び担当

1982年 4 月 当社入社

2006年 6 月 当社金材部品部長兼飯塚工場長

2010年 4 月 当社営業部長

2010年 6 月 当社取締役営業部長

2010年12月 当社取締役四平恩悌タングステン高新技術材料有限公司総経理

2014年 4 月 当社取締役ものづくり推進担当

2014年6月 当社取締役ものづくり推進担当兼基山工場長

2016年 4 月 当社取締役開発技術センター担当

2016年 6 月 当社代表取締役 取締役社長 社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2010年に取締役、2016年からは代表取締役に就任し、営業、技術、製造、海外子会社経営における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者

再任

もう

(1958年4月19日生) 所有する当社株式の数

8,222株

略歴、地位及び担当

1982年 4 月 当社入社

2007年6月 当社セラミック部長兼宇美工場長

2010年 4 月 当社超硬部品部長

2012年 4 月 当社電材部品部長

2014年 4 月 上海電科電工材料有限公司総経理

2015年 7 月 当社超硬部品部長兼上海電科電工材料有限公司総経理

2016年 4 月 当社機械部品事業本部長兼超硬部品部長

2016年6月 当社執行役員機械部品事業本部長兼超硬部品部長

2017年 3 月 上海恩悌三義実業発展有限公司董事長

2017年 4 月 当社執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当

2017年 6 月 当社取締役執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当

2019年 4 月 当社取締役執行役員事業・開発技術統括責任者兼機械部品事業本部長

2019年6月 当社取締役常務執行役員事業・開発技術統括責任者

2020年 4 月 当社取締役常務執行役員事業・開発技術統括責任者、品質保証担当(現任)

重要な兼職の状況 なし

【選仟理由】

同氏は、2016年に執行役員、2017年からは取締役に就任し、製造技術、開発、海外子会社経営 における豊富な業務経験と、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関す る知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号

3

再任

^{なか はら けん じ 中 原 腎 光}

(1965年1月31日生) 所有する論

所有する当社株式の数

5,675株

略歴、地位及び担当

1989年 4 月 ファナック株式会社入社

1996年 1 月 当社入社

2012年 4 月 当社超硬部品部長

2015年 7 月 当社超硬部品部ダイカッター事業推進室長

2016年 4 月 当社機械部品事業本部超硬部品部ダイカッター事業推進室長

2016年8月 NIPPON TUNGSTEN USA,INC.社長

2017年 4 月 当社機械部品事業本部超硬部品部長

2018年 4 月 当社機械部品事業本部副本部長

2018年6月 当社執行役員機械部品事業本部副本部長

2019年 6 月 当社取締役執行役員機械部品事業本部長

2021年 1 月 上海恩悌三義実業発展有限公司董事長(現任)

2021年 4 月 当社取締役執行役員電機部品事業本部長

2022年 4 月 当社取締役執行役員電機部品事業本部長兼経営企画担当兼基山工場長(現任)

重要な兼職の状況 上海恩悌三義実業発展有限公司董事長

【選任理由】

同氏は、2018年に執行役員、2019年からは取締役に就任し、主に製造技術、海外子会社経営における豊富な業務経験と、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者 番 号

4

新任

ぐち

丰

ひさし

天 (1963年7月13日生)

所有する当社株式の数

2,935株

略歴、地位及び担当

はら

1986年 4 月 ロイヤル株式会社(現ロイヤルホールディングス株式会社)入社

2006年 4 月 当社入社

2014年 4 月 当社経営管理部長

2016年 4 月 当社経営管理本部経営管理部長

2018年 4 月 当社経営戦略本部経営支援部長

2019年 4 月 当社経営戦略本部副本部長兼経営支援部長

2019年 6 月 当社執行役員経営戦略本部副本部長兼経営支援部長

2020年 4 月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼経営管理部長(現任)

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、主に財務・会計、法務を含む総務関係の業務に従事し、経営支援部長を経て、2019年4月に経営戦略本部副本部長に就任、同年6月からは執行役員に就任し、経営管理における豊富な業務経験と当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者 番 号

略歴、地位及び担当

やま

あき

新任

社 外

独立

1979年 4 月 九州電力株式会社入社

2014年6月 株式会社キューデン・エコソル(現九電みらいエナジー株式会社)代表取締役社

(1955年10月16日牛) 所有する当社株式の数

2014年 6 月 九州電力株式会社理事株式会社キューデン・エコソル出向

2018年6月 同社執行役員九電みらいエナジー株式会社出向

2019年6月 同社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、企画・需給本 部長

2020年 6 月 同社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部長(現任)

重要な兼職の状況 九州電力株式会社取締役常務執行役員

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏は、現在、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、当社 の経営全般及び今後の再生可能エネルギー関連の事業開発や企画等について、適宜ご意見と助言 をいただけることを期待し、社外取締役候補者として適任と判断いたしました。

【独立性について】

同氏は、九州電力株式会社の取締役常務執行役員に就任しております。当社は太陽光発電を行っ ており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5%未満と軽微 であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 穐山泰治氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(22頁参照)を満たしております。 なお、当社は同氏が取締役に就任された場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定め に基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - 3. 当社は、穐山泰治氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告37頁の注記6に記載のとおりであります。
 - 4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含めて会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。全ての取締役候補者は取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年7月に同様の内容で更新する予定としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役(監査等委員。以下、本議案において同じ。)今里州一氏、 久留和夫氏及び杉原知佳氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員候補者の選任にあたりましては、指名・報酬諮問委員会(過半数が社外 取締役で構成)で十分な審議を経たうえで、取締役会において決議しております。

本議案を本定時株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案が原案どおり可決されますと、監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

選任後の監査等委員会の構成(予定)

候補者番号		氏	名	当社における地位 及び重要な兼職先	監査等委員 在任年数 (本総会 終結時)	取締役会へ の出席状況	監査等 委員会への出 席状況	
1	再任	のまさと	しゅういち	常勤監査等委員	4年	100% (14回/14回)	100% (14回/14回)	
	再 任	ひさどめ	か ず _お	監査等委員	_	1000/	1000/	
2	社 外	久留	和夫	久留公認会計士事務所代表	4年	100% (14回/14回)	100% (14回/14回)	
	独立			八田公師公司工事物///1/公				
	現 任	おだ	まさひこ	監査等委員	_	100%	100%	
_	社 外	小田			3年	(14回/14回) (14		
	独立							
	再 任			監査等委員	_			
3	独立が尽いに			三浦・奥田・杉原法律事務所	2年	100%	100%	
			和工	共同経営弁護士	•	(140/140)(140/140)		
	女性							

監査等委員候補者及び監査等委員の専門性と経験(スキルマトリックス)

・監査等委員候補者及び監査等委員の専門性と経験は、次のとおりであります。

									専門性	と経験			
候補者番 号		氏	名	地	位	監査	製造/ 品質 管理	研究 開発	企画・ マーケテ ィング /営業	グロー バル	法務/ コンプ ライア ンス	人事/ 人財 開発	財務/
1	再 任	今里	州—	常勤監査	等委員	•	•		•	•			
2	再 任 社 外	久留	和夫	監査等	委員	•							•
_	現 任社 外	小田	昌彦	監査等	委員	•		•	•	•			
3	再 任 社 外 女 性	杉原	知佳	監査等	委員	•					•	•	

計算書類

候補者 番 号

再 任

いま さと しゅう いち 州

(1957年10月8日生) 所有する当社株式の数

3,100株

略歴、地位及び担当

1981年 4 月 当社入社

2006年10月 SV NITTAN CO.,LTD.副社長

2011年 4 月 当社営業部長

2013年 4 月 当社セラミック部長兼宇美工場長

2016年 4 月 当社機械部品事業本部セラミック部長兼宇美工場長

2018年 4 月 当社内部監査担当部長

2018年6月 当社取締役監査等委員(常勤)(現任)

重要な兼職の状況 なし

【選仟理由】

同氏は、2006年から海外関係会社副社長、営業部長、製造部長等を歴任し、また2018年6月か ら取締役監査等委員に就任しており、これまでのグローバルな事業経営、営業、製造などの豊富 な業務経験から、的確な監査業務を遂行できると判断し、監査等委員候補者といたしました。

候補者 番 号

2

再任

社 外

独立

久留和失(1950年3月6日生)

所有する当社株式の数

_

略歴、地位及び担当

1977年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)福岡事務所入所

1981年8月 公認会計士登録

1991年 5 月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 社員

1998年 5 月 同法人代表社員

2014年 7 月 久留公認会計士事務所代表 (現任)

2016年 6 月 OCHIホールディングス株式会社社外監査役

2018年 6 月 当社取締役監査等委員 (現任)

2019年6月 OCHIホールディングス株式会社社外取締役監査等委員(現任)

重要な兼職の状況 久留公認会計士事務所代表

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、また、OCHホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員を務められるなど、専門的な見地から当社の経理財務面について的確な監査意見をいただけることを期待し、社外取締役監査等委員候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立性について】

同氏は、久留公認会計士事務所代表及びOCHIホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員に就任しております。当社と久留公認会計士事務所及びOCHIホールディングス株式会社には取引関係その他特別の利害関係はありません。なお、同氏は2014年6月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツにおいてパートナーを務めておりました。また、2005年度から2010年度まで当社の会計監査業務に業務執行社員として従事しておりましたが、以降当社の会計監査業務には関わっておりません。

候補者 番 号

3

再任

计 外

独立

杉 原 知 佳 (1970年12月25日生) 所有する当社株式の数

一株

略歴、地位及び担当

はら

すぎ

1999年 3 月 司法研修所 (第51期) 終了

とも

1999年 4 月 福岡県弁護士会入会弁護士登録

三浦・奥田・岩本法律事務所入所

2007年 4 月 同事務所共同経営者

2012年8月 三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営弁護士(現任)

2019年6月 株式会社シティアスコム社外取締役 (現任)

2020年 6 月 当計取締役監査等委員 (現任)

女 性

重要な兼職の状況 三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営弁護士

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏は、弁護士として企業法務をはじめ法務全般に関する業務経験が豊富であり、また、株式会社シティアスコムの社外取締役を務められるなど、法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることを期待し、社外取締役監査等委員候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立性について】

同氏は、三浦・奥田・杉原法律事務所の共同経営弁護士及び株式会社シティアスコムの社外取締役に就任しております。当社と三浦・奥田・杉原法律事務所及び株式会社シティアスコムには取引関係その他特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 各監査等委員候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 久留和夫氏及び杉原知佳氏は、社外取締役監査等委員候補者であります。また、久留和夫氏及び杉原知佳氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(22頁参照) を満たしております。
 - なお、当社は久留和夫氏及び杉原知佳氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 3. 当社は、久留和夫氏及び杉原知佳氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。また、久留和夫氏及び杉原知佳氏の選任が承認された場合、当社は、久留和夫氏及び杉原知佳氏との間で上記契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告37頁の注記6に記載のとおりであります。
 - 4. 久留和夫氏の当社社外取締役(監査等委員)在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 5. 杉原知佳氏の当社社外取締役(監査等委員)在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 6. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含めて会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。全ての取締役候補者は監査等委員に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年7月に同様の内容で更新する予定としております。

(ご参考)

社外役員の独立性についての当社の考え方

独立社外役員選任基準

当社は、社外役員又はその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断する。

- (1) 当社及び子会社の業務執行者である者、又は過去10年内に業務執行者であった者
- (2) 当社又は子会社の主要な取引先で、現在又は直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、又は行った者の業務執行者である者
- (3) 現在又は直近3年間において当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- (4) 当社又は子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- (5) 法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントであって、当社又は子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (6) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- (7)(1)から(6)までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症が再拡大を繰り返す中で、経済活動の制限緩和等が進展し、景気は回復基調で推移しました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢による、原材料、エネルギー及び物流コスト等の高騰が加速しており、先行きは予断を許さない状況となっております。国内経済においても、資源・原材料価格の高騰及び急速な円安の進行による調達リスクの拡大等により、先行きは不透明さが増しております。

当社が注力する市場におきましては、半導体・電子部品市場が好調であったことや、自動車部品市場が当連結会計年度上半期までに急回復したこと、さらには産業用機器・部品市場も一部で高い需要に支えられ回復を継続しました。一方で、衛生用品機器・医療用部品市場は、需要環境の変化等もあり、回復は緩やかなものに留まりました。

このような経済環境のもと、当社グループは、2024年度を最終年度とする「日本タングステングループ2024中期経営計画」の初年度において、突発的な環境変化においても安定した利益を創出するための利益体質強化に注力することにより、成長に向けた基盤強化を推進してまいりました。

上記の結果、当社グループの売上高は、前年度比21.7%増の120億3千8百万円となりました。

損益面では、調達コストや工程内不良の削減等、徹底した改善活動により製造原価の低減を図りました。また、ニューノーマルに適応した販売活動の改善及びWEB会議システムの積極活用による移動コストの継続的な削減等の経費圧縮の取り組みにより、営業利益は、前年度比231.9%増の9億1千3百万円となりました。経常利益は、急速な円安の進行による為替差益の計上等により、前年度比92.6%増の12億3千9百万円となりました。また、特別利益として、投資有価証券売却益2千2百万円を計上し、特別損失として、医療・照明機器事業の収益性の低下に伴い、減損損失4千6百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は、8億7千万円(前年度は6千2百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。なお、セグメント別の金額については、売上高は セグメント間の取引を含んでおり、営業損益は全社費用等調整前の金額であります。

【機械部品事業】

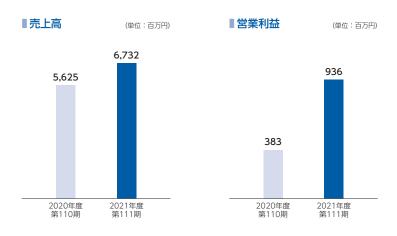
■衛生用品機器・医療用部品市場

おむつなどの衛生用品製造設備であるNTダイカッターは、新型コロナウイルス感染症のまん延が継続する中で、顧客の新規設備投資の抑制及び延期の影響や、海外企業との競合といった市場環境の変化もあり、回復は緩やかなものに留まりました。

- ■半導体・電子部品市場 情報機器関連のハードディスクドライブ(HDD)用磁気ヘッド基板は、データセンタ 一市場が拡大する中で、大容量HDDの需要が旺盛であり、増収となりました。
- ■産業用機器・部品市場

製鉄向けの耐摩耗部材が上半期に好調であったことや、塗付工具用並びに電池製造用の 超硬長尺製品の需要が回復したこと、さらには、発電所で使用される軸受け用耐摩耗部材 の一時的な受注もあり、増収となりました。

この結果、機械部品事業の売上高は前年度比19.7%増の67億3千2百万円となり、営業利益は同144.2%増の9億3千6百万円となりました。



【電機部品事業】

■白動車部品市場

E V用接点は、当連結会計年度下半期より半導体供給不足による自動車生産の一部停滞等の影響を受けているものの、上半期が好調だったこともあり増収となりました。また、電装部品溶接用の抵抗溶接電極も自動車メーカーの需要が堅調であり、安定した受注を維持し、増収となりました。

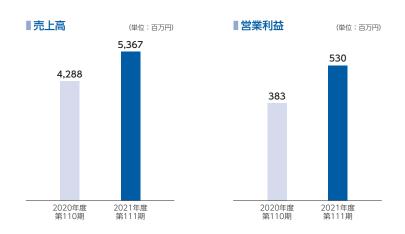
■産業用機器・部品市場

産業用設備向けのブレーカー用電気接点が、直近では在庫調整の影響がみられるものの、工作機械及び半導体製造装置の需要の高まり等により、増収となりました。

■衛生用品機器・医療用部品市場

医療関連部材のカテーテル用タングステンワイヤー製品が、新型コロナウイルス感染症 禍で減少した外科手術等の症例が増加に転じたこと等により、増収となりました。

この結果、電機部品事業の売上高は前年度比25.1%増の53億6千7百万円となり、営業利益は同38.0%増の5億3千万円となりました。



(2) 資金調達の状況

当社は、取引銀行5行と限度額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。 当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2億6千8百万円であり、その主なものは、機械及び 装置の増設並びに更新等であります。

なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

	区分		2018年度 (第108期)	2019年度 (第109期)	2020年度 (第110期)	2021年度 (第111期)
売	上	高 (百万円)	12,651	11,607	9,894	12,038
経	常利	益 (百万円)	1,105	671	643	1,239
親会社株主	に帰属する当期純利益または当期	純鉄 △)(百万円)	831	598	△62	870
1株当た	り当期純利益または当期純	損失 (△) (円)	342.80	245.97	△26.02	361.01
総	資	産 (百万円)	16,392	16,140	14,994	16,446
純	資	産 (百万円)	10,022	9,986	10,011	10,736



(5) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染症が再拡大を繰り返す中で緩やかな回復が見込まれる一方、ロシア・ウクライナ情勢による資源・エネルギー価格の高止まりや、金融資本市場の変動等による景気の下振れも懸念され、不透明感が高まっております。

このような環境のもと、当社グループの業績は、「日本タングステングループ2024中期経営計画」で掲げた、目標とする経営指標である営業利益率及びROEにおいて、初年度の計画を達成し、順調にスタートすることができました。

「日本タングステングループ2024中期経営計画」計数計画及び実績

	2021年度計画	2021年度実績	2024年度計画
売上高	110億円	120億3千8百万円	130億円
営業利益	7億円	9億1千3百万円	10億円
営業利益率	6.3%	7.6%	8 %
ROE	5.6%	8.4%	8 %

2022年度は、昨今の国内外の情勢を踏まえ、成長に向けた基盤をさらに固め、業績の下振れリスクを解消するため、既存商品の技術力強化とシェア拡大、内製化推進による生産コスト削減及び不採算商品の見極めとリソースの再配分等により、利益体質の強化に継続して取り組みます。また、新商品開発及び事業化の加速、生産効率向上を目指した情報インフラへの投資を進め、さらには社会課題の解決に向けサステナビリティへの取り組みを推進することにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(サステナビリティへの取り組み)

当社は、限りある資源をもとに"ものづくり"を支える企業として、マテリアルから始まる新たな価値を創造し、持続可能な社会に貢献していくことが使命と考えます。

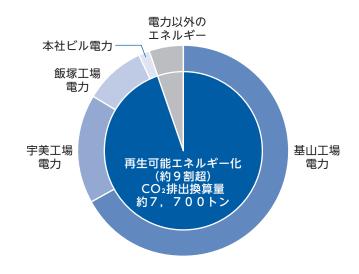
具体的な取り組みとして、2022年4月にサステナビリティ経営準備委員会を立ち上げ、3つの分野における重要なマテリアリティの策定、中長期的な目標設定に着手してまいります。

3つの分野における当社の取り組み

- ・環境への配慮(カーボンニュートラル工場への挑戦、新商品での貢献)
- ・資源の有効活用(限られた資源をいかに守るか)
- ・多様な人財が働きやすい環境(お互いを認めあい、高めあう環境)

また、CO₂排出量削減に向けて、基山工場、宇美工場及び飯塚工場の3工場並びに本社 ビルの購入電力を2022年4月より100%再生可能エネルギー由来の電力に切り替えました。 これにより年間7.700トン相当のCO₂削減につなげてまいります。

使用電力に占める再生可能エネルギーの比率及び拠点別内訳 (当社3工場(基山・宇美・飯塚)及び本社ビル)



(6) 主要な事業内容

当社グループは、「機械部品事業」「電機部品事業」を事業セグメントとして事業を行っております。

各事業の主要な製品等は次のとおりであります。

	セグメント					主要製品等			
機	械	部	H	事	業	NTダイカッター、磁気ヘッド基板、半導体·液晶関連機械部品 耐摩耐食部品、機械部品、超硬·セラミックス精密加工品 ウルトラファインバブル関連製品、自動化·省力化機器等			
電	機	部	8	事	業	電力開閉機器用電気接点、抵抗溶接·放電加工·プラズマ用等電極、X線遮蔽材バランサー用錘、照明及び医療用タングステン及びモリブデン線·棒·板等			
そ の 他 ビル管理事業等				ビル管理事業等					

(7) 主要な事業所

①当 社 本 社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

事務所 東京事務所 (東京都)、刈谷事務所 (愛知県)、大阪事務所 (大阪府)

工 場 基山工場 (佐賀県)、飯塚工場 (福岡県)、宇美工場 (福岡県)

②子 会 社 株式会社福岡機器製作所(佐賀県)

株式会社昭和電気接点工業所(福岡県)

上海恩悌三義実業発展有限公司(中国上海市)

NIPPON TUNGSTEN USA. INC. (米国ウエストバージニア州)

NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l. (イタリアローマ市)

NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA. (ブ

ラジルサンパウロ州)

③関連会社 SV NITTAN CO.,LTD. (タイ国バンコク市)

(8) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

	セ	グメン	トの名	称		従業員数	前連結会計年度末比増減
機	械	部	品	事	業	299 [17]名	2名減
電	機	部	8	事	業	140 [22]名	8名減
そ		C	カ		他	1 [一]名	_
全	社	t	(共		通)	78 [2]名	1 名増
合計						518 [41]名	9名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除く)であり、臨時従業員は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 臨時従業員には、準社員・パートタイマー等の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
434 名	10 名減	39.9 歳	16.5 年

⁽注) 従業員数は就業人員数 (出向者を除く) であり、臨時従業員数26名 (年間平均人員) を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 福岡機器製作所	百万円 20	100.0	産業用機械装置類の製造及び修理に関する 工事
株式会社 昭和電気接点工業所	百万円 10	100.0	電気接点、その他電子部品の製造販売
上海恩悌三義実業発展 有限公司	百万米ドル 7	100.0	産業用機械装置及び部品の製造販売並びに NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	千米ドル 24	100.0	NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.	ギューロ 10	100.0	NTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA. (注)	百万ブラジルレアル 18	100.0 (12.8)	NTダイカッターの販売及び再研磨加工

⁽注) 出資比率の() 内は間接所有割合(内数)を示しています。

(10) 主要な借入先の状況

		借		入	先				借入金残高(百万円)
株	式	会	社	福	団		銀	行	800
株	式	会 社	Ξ	菱し	J F	J	銀	行	620
株	式 会	社	西日	本	シラ	- 1	金銀	行	390
株	式	会	社	佐	賀	i L	銀	行	300
株	式	会	社	1)	そ	な	銀	行	270
株	式	会	社	北	九	州	銀	行	50

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

10,000,000株

(2) 発行済株式総数

2,410,629株

(自己株式167,131株を除く。)

(3) 当事業年度末の株主数

3,144名 (前事業年度末比151名増) (うち議決権を有する株主数2,675名)

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(株) 持株比率(%)
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社(退職給付信託ロ・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社口)	166,665 6.91
株 式 会 社 福 岡 銀 行	107,262 4.44
日本タングステン従業員持株会	87,982 3.64
日本タングステン取引先持株会	84,300 3.49
株式会社日本カストディ銀行	64,900 2.69
みずほ信託銀行株式会社	64,300 2.66
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	60,170 2.49
株式会社西日本シティ銀行	50,917 2.11
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	50,000 2.07
宇部マテリアルズ株式会社	40,000 1.65

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を167,131株保有しております。
 - 2. 持株比率は自己株式(167,131株)を控除して計算しております。
 - 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社口)の持株数166,665株は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社から同信託銀行へ信託設定された信託財産であります。信託契約上当該株式の議決権は九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社が留保しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2018年6月28日開催の第107期定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬を交付することを決議しております。これを受け、2021年6月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、当社株式を交付しております。なお、取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

・取締役に交付した株式の区分別合計

	株式数(株)	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	3,030	5名
社外取締役	_	_
監査等委員	_	_

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年7月16日付で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)5名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式3,030株の自己株式の処分を行っております。また、同日付で、執行役員2名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式578株の自己株式の処分を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2022年3月31日現在)

地 位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	後藤	信志	社長執行役員
取締役	毛 利	茂樹	常務執行役員 事業・開発技術統括責任者、品質保証担当
取締役	大 島	正信	執行役員 事業支援本部長 兼 経営企画担当 兼 基山 工場長
取締役	山﨑	洋	執行役員 経営管理本部長、コンプライアンス担当
取締役	中原	賢治	執行役員 電機部品事業本部長 上海恩悌三義実業発展有限公司董事長
取締役	豊馬	誠	九州電力株式会社 代表取締役副社長執行役員
取 締 役 (監査等委員) (常 勤)	今 里	州 —	
取締役(監査等委員)	久 留	和 夫	久留公認会計士事務所代表
取締役(監査等委員)	小田	昌彦	
取締役(監査等委員)	杉原	知佳	三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営弁護士

- (注)1. 取締役豊馬誠氏、久留和夫氏、小田昌彦氏及び杉原知佳氏は、社外取締役であります。
 - 2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
 - 3. 取締役 (監査等委員) 久留和夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役 (監査等委員) 杉原知佳氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務等に関する知見を有するものであります。
 - 5. 取締役豊馬誠氏、久留和夫氏、小田昌彦氏及び杉原知佳氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

- 6. 当社と取締役豊馬誠氏、久留和夫氏、小田昌彦氏及び杉原知佳氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員等であり、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- 8. 2022年4月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏 名	新	IΒ
大島 正信	取締役 執行役員 事業支援本部担当	取締役 執行役員 事業支援本部長 兼 経営企画担当 兼 基山工場長
中原 賢治	取締役 執行役員 電機部品事業本部長 兼 経営企画担当 兼 基山工場長	取締役 執行役員 電機部品事業本部長

9. 取締役兼務の者を除く2022年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

氏 名	名	担当及び重要な兼職の状況					
原□	寿	執行役員	経営管理本部副本部長	兼	経営管理部長		
味富	<u>"</u>	執行役員	機械部品事業本部長				

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

		報酬等の種類別の総額 (百万円)						対象とな
区分	報酬等の 総額 (百万円)		固定報酬			業績連動報酬		
	()))	基本 報酬	株式取得 目的報酬	計	賞与	譲渡制限 付株式 報酬	計	(名)
取 締 役 (監査等委員を除く)	82	44	9	53	21	8	29	5
社 外 取 締 役	4	4	_	4	_	_	_	1
計	87	49	9	58	21	8	29	6
監査等委員	14	14	_	14	_	_	_	1
社外監査等委員	14	14	_	14	_	_	_	3
計	28	28	_	28	_	_	_	4

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役3名の使用人給与相当額30百万円を支払っております。
 - 2. 譲渡制限付株式報酬の額は、2020年6月26日開催の取締役会決議及び2021年6月29日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
 - 3. 業績連動報酬等として取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対して単年度業績に連動した短期インセンティブとしての「賞与」及び中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」を支給しております。

業績連動報酬等の額(または数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当該期業績の最終結果を表すものであることを理由として、親会社株主に帰属する当期純利益(以下、「当期純利益」という。)を基準として採用したものであります。

「賞与」の額の算定方法は、対象年度の当期純利益から株主還元相当額を控除した額に一定の率を乗じた額を役位別係数等により配分し、毎年6月に支給しております。また、「譲渡制限付株式報酬」の額の算定方法は、前連結会計年度の当期純利益の達成レンジにより決定した額に役位別係数を乗じた額に基づき株式を割当て、毎年7月に支給しております。

なお、当連結会計年度を含む当期純利益(選定した業績指標)の推移は1.(4)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(3)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

①取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額1億5,400万円以内(うち、社外取締役分は年額1,000万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第107期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3,000万円以内、株式数の上限を年16,000株以内(社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、第105期定時株主総会において年額4,800万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項ア.決定方針の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役職や職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬により構成され、固定報酬は基本報酬及び株式取得を目的とした株式取得目的報酬、業績連動報酬は金銭報酬(賞与)及び株式報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成されております。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

イ.報酬の構成

a.固定報酬

基本報酬は、月例の報酬とし、役職や職責に応じて会社業績、世間水準及び社員給与とのバランス等を勘案し決定しております。

株式取得目的報酬は、月例の報酬とし、役職や職責に応じて決定しております。

b.業績連動報酬

業績連動報酬は、業績の最終結果を表す親会社株主に帰属する当期純利益を基準とし、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての賞与及び中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬としております。

賞与及び譲渡制限付株式報酬の支給については、事業報告の3.会社役員に関する 事項の(2)当事業年度に係る取締役の報酬等の額の(注)3に記載しております。

c.業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合は、概ね業績連動報酬(金銭):15-22%、業績連動報酬(非金銭):5-8%、業績連動報酬以外の報酬等:80-70%となるよう設定しております。

ウ.報酬決定に関する手続の概要

a.取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬

株主総会で決議された枠内で、指名・報酬諮問委員会(構成員の過半数が社外取締役、かつ、委員長が社外取締役)で報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬、賞与及び譲渡制限付株式の減額または支給について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

取締役会は、指名・報酬諮問委員会からの助言・提言を受けた役員報酬について審議し、決定しております。

b.各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の基本報酬の加算及び 減算、並びに賞与の加算及び減算(不支給含む)

取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けております。取締役会は、当該内容が取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。なお、株式報酬(譲渡制限付株式報酬)は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)個人別の割当株式数を決議しております。

c.監査等委員である取締役の報酬

株主総会で決議された枠内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

エ.その他重要事項

譲渡制限付株式報酬については、取締役在任期間中に、当社・各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)間で締結する譲渡制限付株式割当契約に定められるクローバック条項(内部規程違反等を含む一定の条件に該当し、割り当てた譲渡制限付株式の返還を求める条項)に該当した場合は、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえて、当該譲渡制限付株式割当契約に従い、譲渡制限付株式の返還を受けることとなっております。

オ.決定方針の決定方法

当社の決定方針は、指名・報酬諮問委員会での諮問を受け、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年2月9日開催の取締役会で決議し決定しております。

カ.当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会で審議することにより、公正かつ透明性の高い手続を行っており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員後藤信志が、各取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬の個人別の報酬額の具体的内容に 関し、加算及び減算(不支給含む)について委任を受けております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには取締役社長が最も適しており、取締役会から委任を受けた取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会は当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

なお、当社は2022年4月22日開催の取締役会において、当該方針の内容を一部変更し、新たに決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。変更した当該方針(下線は変更部分)は次のとおりです。

- ①取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 (変更ありません。)
- ②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 ア.決定方針の概要 (変更ありません。)

イ.報酬の構成

a.固定報酬

基本報酬は、月例の報酬とし、役職や職責に応じて<u>同規模・同一業種等の</u>世間水準 及び社員給与とのバランス等を勘案し決定しております。

株式取得目的報酬は、月例の報酬とし、役職や職責に応じて決定しております。

b.業績連動報酬

業績連動報酬は、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての賞与及び中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬としております。

賞与は、<u>単年度経営成績の成果を総合的に反映する指標である連結経常利益</u>を基準とし、譲渡制限付株式報酬は、<u>経営成績の最終成果</u>を表す親会社株主に帰属する当期 純利益を基準としております。

賞与及び譲渡制限付株式報酬の支給については、事業報告の3.会社役員に関する 事項の(2)当事業年度に係る取締役の報酬等の額の(注)3に記載しております。

c.業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合は、概ね業績連動報酬(金銭):10-32%、業績連動報酬(非金銭):10-8%、業績連動報酬以外の報酬等:80-60%となるよう設定しております。

- ウ.報酬決定に関する手続の概要
 - a.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬

株主総会で決議された枠内で、指名・報酬諮問委員会(構成員の過半数が社外取締役、かつ、委員長が社外取締役)で報酬の構成や支給基準及び各取締役の報酬、賞与

及び譲渡制限付株式の<u>加算、</u>減額または<u>不</u>支給<u>に係る評価プロセスの相当性</u>について 審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

取締役会は、指名・報酬諮問委員会からの助言・提言を受けた役員報酬について審議し、決定しております。

b.各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の賞与の加算及び減算 (不支給含む)

取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けております。取締役会は、当該内容が取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。なお、株式報酬(譲渡制限付株式報酬)は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)個人別の割当株式数を決議しております。

c.監査等委員である取締役の報酬

株主総会で決議された枠内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

エ.その他重要事項

(変更ありません。)

オ.決定方針の決定方法

当社の決定方針は、指名・報酬諮問委員会での諮問を受け、同委員会から答申された内容を踏まえ、2022年4月22日開催の取締役会で決議し決定しております。

カ.当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

(変更ありません。)

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項 (変更ありません。)

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 =	名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	豊馬	誠	九州電力株式会社	代表取締役副社長執 行役員	(注) 1
社外取締役 (監査等委員)	久留	和夫	久留公認会計士事務所	代表	(注) 2
社外取締役 (監査等委員)	小田島	昌彦			
社外取締役 (監査等委員)	杉原	知佳	三浦・奥田・杉原法律事務所	共同経営弁護士	(注) 3

- (注) 1. 社外取締役豊馬誠氏は、九州電力株式会社の代表取締役副社長執行役員であります。当社は太陽 光発電を行っており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5 ※未満と整備であります。
 - %未満と軽微であります。

 2. 社外取締役(監査等委員)久留和夫氏は、OCHIホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。なお、久留公認会計士事務所及びOCHIホールディングス株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
 - 3. 社外取締役(監査等委員) 杉原知佳氏は、株式会社シティアスコムの社外取締役(監査等委員) であります。なお、三浦・奥田・杉原法律事務所及び株式会社シティアスコムと当社との間に特別の関係はありません。

②当該事業年度における主な活動状況

区分	氏	名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	豊馬	誠	14回中 14回	_	取締役・経営陣から独立し、また、他社での現経営者としての立場から経営全体を俯瞰し、当社グループの課題やリスクに対して助言・提言等を行い、企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。 また、取締役及び経営陣幹部の指名及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、適切な人材評価、人材配置や業務執行の適切な評価等を通じ、豊富で優れた知見を発揮するとともに取締役及び経営陣の監督を行っております。 取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。

区分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	久留 和夫	14回中 14回	14回中 14回	取締役・経営陣から独立した立場で、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において主に当社グループの財務上の課題やリスクに対して、合理的かつ偏重のない審議を実施していくための必要な発言を積極的に行っております。また、取締役及び経営陣幹部の指名及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、評価プロセスにおいる適切な人材評価、人材配置や業務執行の適切な評価等を通じ、委員の意見を取りまとめ、豊富で優れた知見を発揮するとともに取締役及び経営陣の監督を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小田 昌彦	14回中 14回	14回中 14回	取締役・経営陣から独立した立場で、経験 豊富な経営者の視点や、他社での監査等委員 としての活動経験から経営全体を俯瞰し、 締役会等の場において当社グループの課題や リスクに対する客観的な指摘や実務経験を生 かした助言・提言等を行うとともに、合理的 かつ偏重のない審議を実施していくための必 要な発言を積極的に行っております。 また、取締役及び経営陣幹部の指名及び報 酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬 諮問委員会の委員を務め、適切な人材評価、 人材配置や業務執行の適切な評価等を通じ、 豊富で優れた知見を発揮するとともに取締役 及び経営陣の監督を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	杉原知佳	14回中 14回	14回中 14回	取締役・経営陣から独立した立場で、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において当社グループの法務上の課題やリスクに対して、合理的かつ偏重のない審議を実施していくための必要な発言を積極的に行っております。また、取締役及び経営陣幹部の指名及び報酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、適切な人材評価、人材配置や業務執行の適切な評価等を通じ、豊富で優れた知見を発揮するとともに取締役及び経営陣の監督を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

33百万円

- ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利 33百万円 益の合計額
- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査計画、監査内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の監査法人 (外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)による監査を受けております。

(5)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合は、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査等委員会規則に則り会計監査人を解任又は不再任とすることとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不再任とする場合は、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適 正を確保するための体制
 - ①当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングス テン企業行動憲章 | 及び「日本タングステン従業員倫理規範」を定めております。コンプ ライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員が コンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っ ております。また、各部門等にコンプライアンス担当者を置いて全社員・従業員が法令、 社内規程及び社会規範等の遵守及びその推進を図っているほか、取締役社長が委員長を務 めるリスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、 適宜改善指示等を行っております。さらに、これらの実効性を強化するために、コンプラ イアンス・マニュアルを策定するとともに、定期的な啓発や教育活動を行っております。 加えて、コンプライアンス全般に係る問題について通報・相談を受け付けるため、内部通 報制度規程を制定し、「コンプライアンスヘルプライン」を社内、社外にそれぞれ設置し ております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタ リング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢 力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、毅然とした態度で対応 し、一切の関係を遮断しております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

③当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理してお

ります。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本 部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、執行役員及び常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。)をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役職員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団 全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、子会社の適切な管理を行っておりま す。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び経営会議 等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定 を行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社経営会議等へ報告しております。ま た、子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役 及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関す る事項並びにその取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する 事項

当社は監査等委員会がその職務を遂行するための監査体制のあり方等を定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員

会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関しても、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性が担保されております。また、人事については取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

②当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の 監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱 いを受けないことを確保するための体制

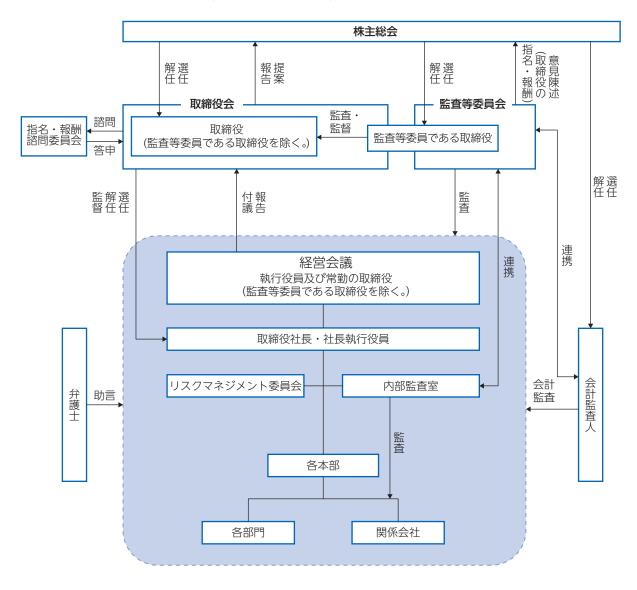
当社の監査等委員である取締役は、当社の経営会議等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。

内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査等 委員会に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査等委員会に報告しております。また、当社及び子会社は「コンプライアンスヘルプライン」に寄せられた情報が当社の監査等委員会に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

- ⑧当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査等委員である取締役がその職務を執行するにあたり必要な費用(弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む)は、監査等委員である取締役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。
- ⑨その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換を行い、重要な情報を共有できるよう にしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っ ております。

コーポレートガバナンス体制図 (2022年4月1日現在)



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

取締役会は、法令等で定められた事項並びに当社及び子会社の重要事項等の決定を行い、 取締役の業務執行状況の確認等を行っております。また、取締役会議事録は、法令に従い、 正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

監査等委員会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査等委員である取締役の職務執行については、監査等委員会で決定した監査計画に基づき監査を実施しております。加えて、監査等委員である取締役は、代表取締役や社外取締役と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備などについて意見交換を行っております。

経営会議は、取締役会決議事項以外の当社及びグループの重要事項のほか、取締役会で 決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等について協議・決定を行っておりま す。

リスクマネジメントについては、リスクマネジメント関連規程に従い、各事業本部(関係会社を含む)が主体的にリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、リスクマネジメント委員会を四半期毎に開催し、全社重要リスク、事業本部の重要リスク、重要法令リスク等を抽出するとともに、各事業本部のリスクマネジメント活動が適切になされているかのモニタリングを実施するなど、全社的な視点からリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。加えて、取締役会におけるモニタリング機能の強化を目的として、特に重要性が高いリスクについては経営会議において議論を行い、リスクマネジメント委員会及び経営会議での議論の状況を含めて取締役会に報告する等、リスクを多角的に分析し管理することで、全社的な視点からリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。なお、従業員の安全・健康を確保し、事業活動を円滑に継続するため、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染防止対策を継続しておりますが、対策にあたっては、国内外の感染状況に応じて、制限及び緩和等の措置を適時・適切に行っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンスファーストの意識を浸透させるため、取締役社長によるトップダウンのメッセージを毎年配信し、全社員・従業員を対象に各種法令違反防止等の発信・教育を毎月1回のペースで行ったほか、内部通報制度・社内ルール等について部門単位での教育を実施いたしました。また、11月をコンプライアンス推進月間に設定し、内部通報先の周知を行うとともに、企業風土に対する従業員の意識や実態を確認し、コンプライアンスの意識面及び知識面の浸透状況の把握や課題の抽出を行っており、抽出した課題に対しては随時対応しております。加えて、新入社員、新任役職者・基幹職等を対象とした階層別のコンプライアンス研修等も実施しております。

内部監査については、内部監査計画に基づき、内部監査室が監査等委員及び会計監査人と連携をとりながら当社及び子会社の監査を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元について、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安に、新商品開発を推進するための設備・人財・研究などへの戦略的投資、中長期的な企業財務体質の強化等を総合的に勘案しつつ、安定的・継続的な配当に努めます。また、1株当たりの株主価値を向上させるとともに、資本効率の向上を図るため、適宜自己株式の取得に努めます。

こうした方針のもと、当期の期末配当金につきましては、当期純利益の30%相当となる、1株当たり60円を普通配当とし、また、当社は会社創立90周年を迎え、当期の連結業績が好調に推移したことも勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、記念配当として1株当たり10円を追加し配当させていただきます。従いまして、期末配当金は1株当たり70円となり、年間配当金は1株当たり120円(中間配当金は1株当たり50円、また、記念配当1株当たり10円を含む。)となります。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

			(十四・ロ/기)/
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10,028	流動負債	5,393
現金及び預金	3,928	支払手形及び買掛金	1,151
受取手形、売掛金及び契約資産	3,218	電子記録債務	147
電子記録債権	444	短期借入金	2,430
商品及び製品	285	リース債務	25 279
		未払法人税等 賞与引当金	472
仕掛品	1,285		
原材料及び貯蔵品	537	役員賞与引当金	36 25
その他	328	製品保証引当金 設備関係未払金	282
貸倒引当金	△0	では、一般では、大学の一般である。	543
固定資産	6,417	固定負債	315
有形固定資産	3,314	リース債務	29
建物及び構築物	1,943	繰延税金負債	72
機械装置及び運搬具	910	資産除去債務	24
工具、器具及び備品		その他	188
	57	負債合計	5,709
土地	290	純資産の部	
リース資産	49	株主資本	10,488
建設仮勘定	62	資本金	2,509
無形固定資産	23	資本剰余金	2,229
投資その他の資産	3,080	利益剰余金	6,087
	•	自己株式	△336
投資有価証券	1,113	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	232 204
賃貸不動産	1,272	その他有価証券評価差額並 為替換算調整勘定	204
退職給付に係る資産	638	病質授昇調発副止 退職給付に係る調整累計額	18
その他	66		15
貸倒引当金	△11	純資産合計	10,736
資産合計	16,446	負債・純資産合計	16,446
	## I I I I I I A A A A A A A A A A A A A	-1	-, -

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円) 金 科 額 売上高 12,038 売上原価 9.031 売上総利益 3.007 販売費及び一般管理費 2,093 営業利益 913 営業外収益 568 受取利息及び配当金 19 持分法による投資利益 55 不動産賃貸料 281 太陽光売電収入 38 為替差益 43 スクラップ売却益 63 その他 66 営業外費用 243 支払利息 16 不動産賃貸原価 186 太陽光売電原価 19 その他 20 経営利益 1.239 特別利益 22 22 投資有価証券売却益 特別損失 46 減損損失 46 税金等調整前当期純利益 1,215 法人税、住民税及び事業税 367 法人税等調整額 △21 当期純利益 870 870 親会社株主に帰属する当期純利益

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	5,433	△343	9,829
当期変動額					
剰余金の配当			△216		△216
親会社株主に帰属 する当期純利益			870		870
9 るヨ朔杙利益 自己株式の取得				△1	△1
譲渡制限付株式報酬			△0	7	7
株主資本以外の項目					
の当期変動額(純額) 当期変動額合計	_	_	653	6	659
当期末残高	2 500	2 220	6,087	△336	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	2,509	2,229	0,007	△330	10,488

		その他の包括				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	192	△60	34	166	15	10,011
当期変動額						
剰余金の配当						△216
親会社株主に帰属						870
する当期純利益 自己株式の取得						△1
譲渡制限付株式報酬						7
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	11	70	△15	66	_	66
当期変動額合計	11	70	△15	66	_	725
当期末残高	204	9	18	232	15	10,736

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	- 400
流動資産	8,908	流動負債	5,188
現金及び預金	3,121	支払手形	91
受取手形	39	買掛金 電子記録債務	1,046 147
電子記録債権	444	短期借入金	2,430
売掛金	3,008	リース債務	23
契約資産	8	未払法人税等	218
商品及び製品	228	賞与引当金	445
仕掛品	1,203	役員賞与引当金	35
原材料及び貯蔵品	476	製品保証引当金	25
その他	377	設備関係未払金	287 437
貸倒引当金	△0	その他 固定負債	310
固定資産	6,017	山た兵員 リース債務	29
有形固定資産	3,141	繰延税金負債	69
建物及び構築物	1,894	資産除去債務	24
機械装置及び運搬具	823	その他	187
伝統表直及り建振兵 工具、器具及び備品	50	負債合計	5,499
		純資産の部	0.200
土地	280	株主資本 資本金	9,208
リース資産	47	貝平並 資本剰余金	2,509 2,229
建設仮勘定	45	資本準備金	2,229
無形固定資産	15	利益剰余金	4,807
投資その他の資産	2,860	その他利益剰余金	4,807
投資有価証券	528	買換資産圧縮積立金	694
関係会社株式	295	別途積立金	1,000
関係会社出資金	111	繰越利益剰余金	3,112
前払年金費用	611	自己株式	△336
賃貸不動産	1,289	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	202 202
その他	34	新株予約権	15
貸倒引当金	△11	純資産合計	9,427
資産合計	14,926	負債・純資産合計	14,926

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	(十世・口/) 1/
科目	金額
売上高	11,356
売上原価	8,885
売上総利益	2,470
販売費及び一般管理費	1,846
営業利益	623
営業外収益	655
受取利息及び配当金	176
不動産賃貸料	305
太陽光売電収入	38
為替差益	31
その他	102
営業外費用	242
支払利息	16
不動産賃貸原価	188
太陽光売電原価	19
その他	17
経常利益	1,036
特別利益	22
投資有価証券売却益	22
特別損失	66
減損損失	46
関係会社出資金評価損	20
税引前当期純利益	993
法人税、住民税及び事業税	283
法人税等調整額	△19
当期純利益	729

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1

(2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:百万円)

	株主資本							
		谷木:	制余金					
	資本金	貝华和	ध ाराज्य	そ	の他利益剰余	金	刊光到今今	
	東 中亚	資本 準備金	資本剰余金 合計	買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,509	2,229	2,229	725	1,000	2,569	4,294	
当期変動額								
買換資産圧縮				△30		30	_	
積立金の取崩 剰余金の配当						△216	△216	
当期純利益						729	729	
自己株式の取得						, 23	7 2 3	
譲渡制限付株式報酬						$\triangle 0$	△0	
株主資本以外の項目								
の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	△30	_	543	512	
当期末残高	2,509	2,229	2,229	694	1,000	3,112	4,807	

	株主	資本	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	オリイベ しくかりがき	心实生口可	
当期首残高	△343	8,690	191	15	8,897	
当期変動額						
買換資産圧縮						
積立金の取崩		_			_	
剰余金の配当		△216			△216	
当期純利益		729			729	
自己株式の取得	△1	△1			△1	
譲渡制限付株式報酬	7	7			7	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	_	11	_	11	
当期変動額合計	6	518	11	_	529	
当期末残高	△336	9,208	202	15	9,427	

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日本タングステン株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野澤 啓

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡 部 麻 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

「経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

ニーニー 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日本タングステン株式会社 取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員公認会計士 野澤 啓

一 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容は対して意見を表明するものではない。

その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

ニニニー 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計

算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

一監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。新型コロナウイルス感染症禍においては、オンライン形式で意思疎通及び情報交換を図りました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び主要幹部、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる ことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

日本タングステン株式会社 監査等委員会

 監査等委員 (常勤)
 今 里 州 一 印

 監査等委員
 久 留 和 夫 印

 監査等委員
 小 田 昌 彦 印

 監査等委員
 杉 原 知 佳 印

(注) 監査等委員久留和夫、小田昌彦及び杉原知佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

l) F

	< x =	Ŧ	欄〉				
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							

$\langle \times$	Ŧ	欄〉				

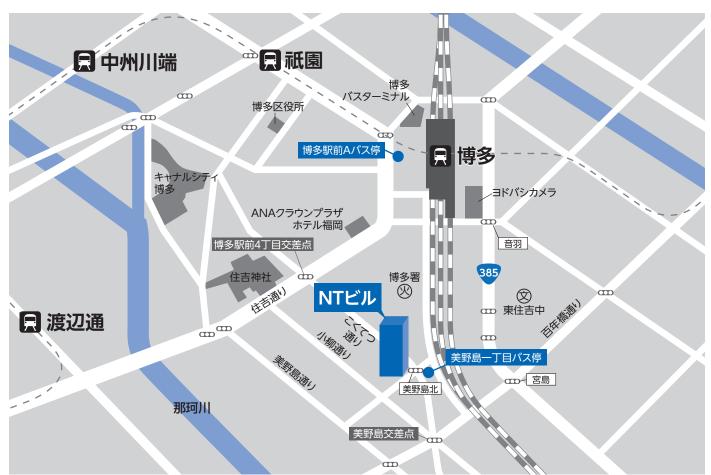
日本タングステン株式会社 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階 大会議室 TEL (092) 415-5500

西鉄バスの ご案内

博多駅博多口 博多駅前A (美野島・パナソニック方面)バス停より

④ 那珂川営業所 行き もしくは 48 福翔・野多日行き乗車後、美野島一丁日バス停下車



※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。





この印刷物は自然環境保護のために 再生紙を使用しています。また、 植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。